

# 産前産後期間相当分（4か月分）の国民健康保険税が減額されます！

## 対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。  
妊娠85日（4か月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産および人工妊娠中絶の場合も含みます）。
- 出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

## 国民健康保険税の減額方法

- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（または出産月）の前月から出産予定月（または出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。

|      | 3か月前 | 2か月前 | 1か月前 | 1か月後  | 2か月後 | 3か月後 |
|------|------|------|------|-------|------|------|
| 単胎の方 |      |      |      | 出産予定月 |      |      |
| 多胎の方 |      |      |      | 出産予定月 |      |      |

※産前産後期間の保険税が0になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（または出産月）の3か月前から6か月相当分が減額されます。

…対象期間

- 保険税が減額された場合、払いすぎになった保険税は還付されます。
- 保険税が限度額に達している場合、税額が減額にならない場合があります。

## 届出に必要な書類

- ① 産前産後期間に係る国民健康保険税軽減届出書
- ② 母子健康手帳など

## 届出先・問い合わせ先

届：雲仙市役所 総合窓口課 保険年金班 （TEL：0957-47-7806）／各総合支所 地域振興課  
問：雲仙市役所 税務課 国保市民税班 （TEL：0957-47-7795）／各総合支所 地域振興課